

# 回 覧 令和7年1月15日（三股町）代表☎：52-1111

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

## ◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

| 【分 類】  | 【No.】 | 【内 容】                            |
|--------|-------|----------------------------------|
| 〈募 集〉  | 1     | ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】         |
|        | 3     | ◆町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します |
|        |       | ◆「宮崎ねんりんピック2025」の参加者を募集します       |
| 〈お知らせ〉 | 4     | ◆町有地を売ります！（旧植木原団地跡地）             |
|        |       | ◆交通災害共済加入申し込みのご案内                |
|        | 5     | ◆第8回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います  |
|        | 6     | ◆20歳になったら国民年金                    |
|        | 7     | ◆5月1日から盛土などには事前の許可または届け出が必要です    |
|        | 8     | ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう             |
|        | 9     | ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています     |
|        | 10    | ◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？        |
|        |       | ◆危険ごみによる火災が多発しています               |
|        | 11    | ◆家内労働（内職）情報をお知らせします              |
|        |       | ◆2025年農林業センサスを実施します              |



## ◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税  
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

ふるさと納税推進室

| 【分 類】     | 【No.】 | 【内 容】                                    |
|-----------|-------|------------------------------------------|
| 〈農林畜産業関連〉 | 12    | ◆畜産農家の皆さんへ<br>毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
|           |       | ◆令和7年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します        |
| 〈相 談〉     | 13    | ◆「行政相談」を実施します                            |
|           |       | ◆「人権相談」を実施します                            |
|           | 14    | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します                      |
|           |       | ◆「無料法律相談」を実施します                          |
|           |       | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています                      |

防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル ☎ 0120-71-1417 ☎ 0120-71-1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。



三股町防災ポータル  
サイトはこちらから

防災無線の内容以外  
にも防災情報を発信  
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。  
※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】 総務課 危機管理係  
☎ 52-1110（直通）

## ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

## ■申込資格 ＝

①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。

※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。

※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。

例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。

- ・60歳以上の人
- ・生活保護を受給している人
- ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人

※単身者は、中原団地(1DK)のみ申し込みができます。

③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8000円以下であること(公営住宅入居資格収入基準)

※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万4000円以下となる場合もあります。

※基準額は月額です。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

## ■申込書類の配付・受け付け ＝

|     | 申込書類の配付                        | 申込受け付け        |
|-----|--------------------------------|---------------|
| 期 間 | 1月15日(水)～2月5日(水)<br>(土曜・日曜を除く) | 2月3日(月)～5日(水) |
| 時 間 | 午前8時30分～午後5時                   |               |
| 場 所 | 町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)         |               |

※申込書には添付する書類が多数あります。

## ■抽 選 会 ＝

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

○抽選日時 … 2月14日(金) 午前10時～

○抽選会場 … 町役場4階 第2会議室

※ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

## ■募集団地一覧 ＝

次のページに掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

## ◎随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、3月3日(月)から随時募集に切り替えます。

## ★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066(直通)をお願いします。

■定期募集団地一覧【令和7年3月1日入居分】

※RC：鉄筋コンクリート                      ※○＝あり、×＝なし

| 団地名  | 小学校区 | 構 造         | 建築<br>年度 | 戸数 | 階数 | 部 屋 号 数 | 間取り  | 家 賃<br>(円)        | エレベーター | 共益費 | 駐車場<br>使用料 | 下水道<br>使用料 | シャワー | 給湯設備 | TV<br>アンテナ | 網戸 | 備 考                        |
|------|------|-------------|----------|----|----|---------|------|-------------------|--------|-----|------------|------------|------|------|------------|----|----------------------------|
| 宮村第2 | 宮村   | 木造平屋        | S63      | 1  | －  | 4       | 3DK  | 1万3900～<br>2万600  | －      | ×   | ×          | ×          | ○    | ×    | ×          | ○  | ※浄化槽保守<br>点検清掃委託<br>の契約が必要 |
| 中原   | 三股西  | RC造<br>3階建て | H17      | 1  | 3階 | A－2 1   | 1DK  | 1万5000～<br>2万2400 | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  | ※単身可                       |
|      |      |             |          | 1  | 3階 | B－4 8   | 1DK  | 1万5000～<br>2万2400 | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  | ※単身可                       |
|      |      |             |          | 1  | 3階 | B－5 3   | 2DK  | 1万9900～<br>2万9700 | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  |                            |
|      |      |             | H18      | 1  | 1階 | C－5 6   | 2DK  | 2万～<br>2万9800     | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  |                            |
|      |      | RC造<br>2階建て | H20      | 1  | 2階 | D－9 4   | 3LDK | 2万5300～<br>3万7700 | ×      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  | ※4人以上                      |
| 山王原  | 三股   | RC造<br>3階建て | S55      | 2  | 3階 | 40、41   | 3LDK | 1万5900～<br>2万3800 | ×      | ○   | ×          | ×          | ○    | ×    | ○          | ×  |                            |
| 塚原   | 三股   | RC造<br>3階建て | H24      | 1  | 1階 | B－39    | 3DK  | 1万9400～<br>2万9000 | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  |                            |
| 東原   | 三股   | RC造<br>3階建て | H30      | 1  | 1階 | A－4     | 2LDK | 2万1100～<br>3万1400 | ○      | ○   | ○          | ○          | ○    | ○    | ○          | ○  |                            |



◆町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

- 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- 子育て支援に意欲のある人
- 性別は問いません



■まかせて会員になるには =

- センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
- センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

- 日 時： 2月12日(水) 午前8時40分～午後3時30分  
2月13日(木) 午前8時50分～11時  
※2日間とも受講が必要です

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

○内 容： 保健師、管理栄養士、小児科医、心理士などによる子ども・子育てに関する講義

○受講料： 無 料

■活動内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容や日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です(平日1時間あたり 600円、土曜・日曜・祝日は800円)。

※補償保険に加入しています(保険料はセンターが負担)。

★お申し込み・お問い合わせは、ファミリー・サポート・センターたんぽぽ

☎:51-5688 をお願いします。

◆「宮崎ねんりんピック2025」の参加者を募集します



■参加資格 = 60歳以上(昭和41年4月1日以前に生まれた人)

■開 催 日 = 令和7年5月18日(日) ※日程が異なる競技もあります

■会 場 = ひなた宮崎県総合運動公園ほか

■申込期間および申込先 =

| 期 間                  | 申 込 先                                         | 備 考             |
|----------------------|-----------------------------------------------|-----------------|
| 2月1日(土)～<br>2月28日(金) | ・町教育課 スポーツ振興係(中央公民館内)<br>・県社会福祉協議会 長寿社会推進センター | 申し込みは<br>どちらでも可 |
| 3月1日(土)～<br>3月15日(土) | ・県社会福祉協議会 長寿社会推進センター                          | 申し込みは<br>センターのみ |

■申込方法 = 申込用紙に必要事項を記入して、期間内にお申し込みください。

※申込用紙・競技実施要項は中央公民館にあります。

また、県社会福祉協議会公式サイト(<https://www.mkensha.or.jp>)  
からもダウンロードできます。

■参 加 料 = 500円(参加決定後に送付される振込用紙で郵便振込)

■ねんりんピック実施種目(詳しくは競技実施要項をご覧ください) =

|                |             |              |
|----------------|-------------|--------------|
| ○ ラージボール卓球     | ○ ソフトバレーボール | ○ ラグビーフットボール |
| ○ テニス          | ○ ミニテニス     | ○ パークゴルフ     |
| ○ ソフトテニス       | ○ 弓道        | ○ 水泳         |
| ○ ソフトボール       | ○ 剣道        | ○ 卓球バレー      |
| ○ ゲートボール       | ○ なぎなた      | ○ ダンススポーツ    |
| ○ ペタンク         | ○ 太極拳       | ○ 還暦軟式野球     |
| ○ ターゲット・バードゴルフ | ○ 四半的弓道     | ○ バドミントン     |
| ○ グラウンド・ゴルフ    | ○ ボウリング     | ○ 囲碁         |
| ○ バウンドテニス      | ○ ゴルフ       | ○ 将棋         |
| ○ ミニバレーボール     | ○ サッカー      | ○ 健康マージャン    |

※「○」がついている種目は、「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」の予選会を兼ねています。

★お問い合わせは、県社会福祉協議会 長寿社会推進センター

☎:0985-31-9630 ファクス:0985-31-9665 をお願いします。

◆町有地を売ります！（旧植木原団地跡地）

町は、将来にわたり行政目的として利用見込みのない町有地を売却します。

1. 公売物件＝

| 物件<br>番号                                                                                              | 売却土地                   | 面積<br>坪数         | 地目 | 予定価格  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|----|-------|
| ②                                                                                                     | 三股町大字樺山字植木原<br>1888番13 | 624.19㎡<br>約189坪 | 宅地 | 780万円 |
| ※土地の一部のみを購入することはできません。<br>※予定価格は、建物解体後の価格です。（建物は、2月28日までに町にて解体します。）<br>※入札参加の諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。 |                        |                  |    |       |

2. 公売は一般競争入札で行います

- 入札日時および場所＝ 日時：3月3日（月）午前10時～  
場所：町役場4階 第2会議室
- 申込受付期間＝ 2月5日（水）～2月20日（木）  
※受付時間は、平日の午前9時～午後4時  
※受付場所は、町役場2階の総務課行政係です。  
（参加申込書、参加要領などは町公式サイトからダウンロードまたは、行政係窓口にあります）
- 入札保証金＝ ご自身の入札価格の5%以上が必要です。
- 契約保証金＝ 落札された場合は、契約金額の10%以上が必要です。
- その他＝ 必ず現地を下見してから、お申し込みください。  
ご不明な点は、お問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、  
総務課 行政係（2階 ②番窓口） ☎：52-1112（直通）をお願いします。

お知らせ

◆交通災害共済加入申し込みのご案内

交通災害共済は、交通事故により死亡・けがをした場合に、お互いに助け合い、見舞金を支払う制度です。次のとおり加入申し込みを受け付けます。

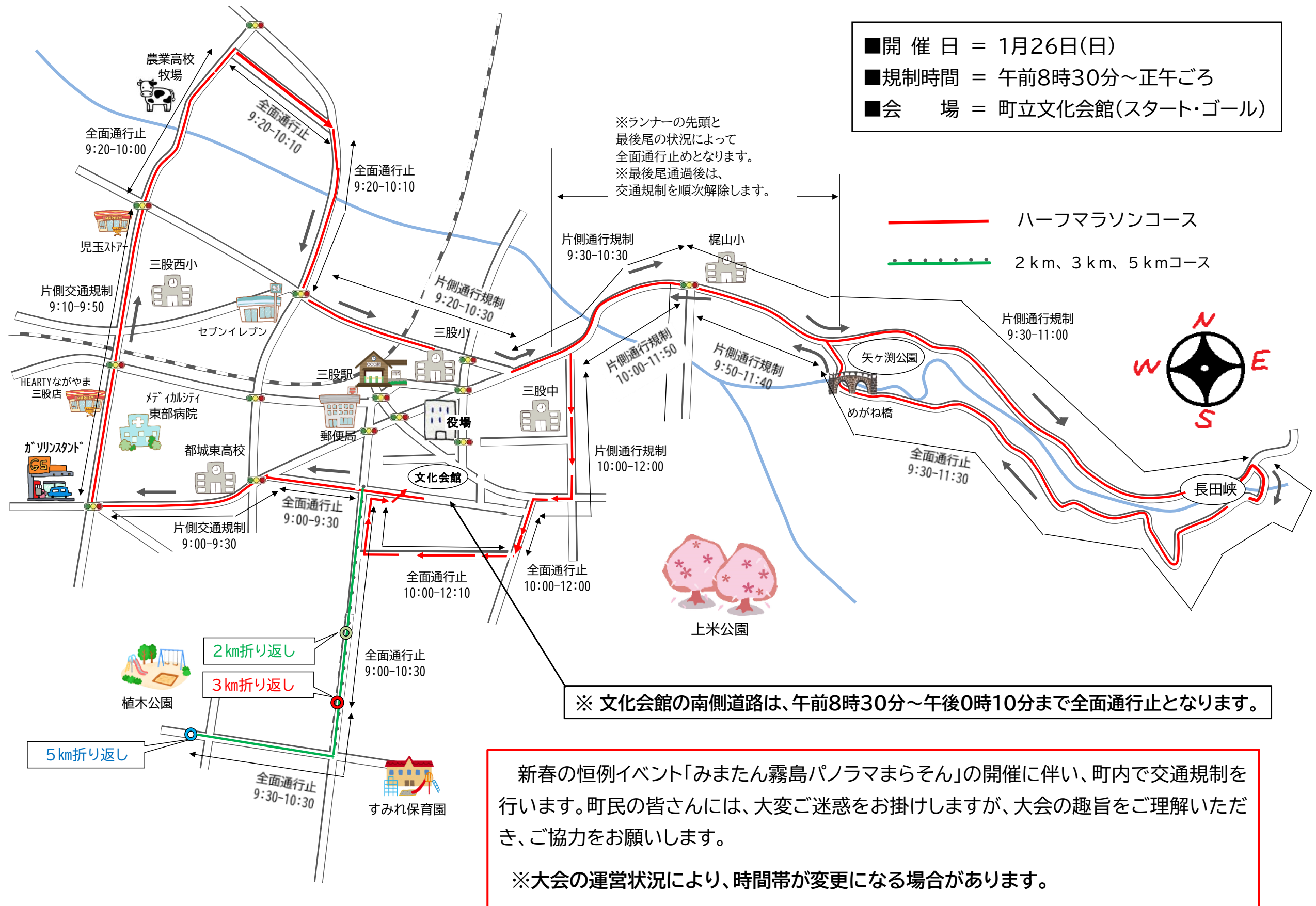
支部加入している人は、支部長（班長）に取りまとめを依頼しています。申込期間中は、支部長に申込書と掛金をお預けください。

|                  |                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支部長を通じての<br>申込期間 | 2月3日（月）～3月25日（火）まで<br>（個人で加入する人は、26日以降も随時受け付けます）                                                                                                                                |
| 共済期間             | 4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）<br>※4月1日以降に加入手続きをした人は、共済期間が受付日の翌日からになりますのでご注意ください。                                                                                                       |
| 加入資格             | 町内在住で住民票のある人（外国人住民も含みます）<br>※修学（学生）のため一時的に町外に転出している人も加入できます。                                                                                                                    |
| 申込方法             | 加入希望者は、申込書に必要事項を記入し掛金を添えて、<br>支部長（班長）または町役場（案内窓口）・郵便局（ゆうちょ銀行）で申し込みください。<br>※申込用紙は、「2月1日号回覧」と一緒に支部長へ配付します。また、町役場（案内窓口）にもあります。<br>※申込者と違う世帯の人は、一緒に申し込みできません。<br>それぞれ申込書を記入してください。 |
| 共済掛金             | 1人につき500円                                                                                                                                                                       |

★お問い合わせは、  
町役場案内窓口 ☎：52-1111（内線1802）  
をお願いします。



◆第8回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います

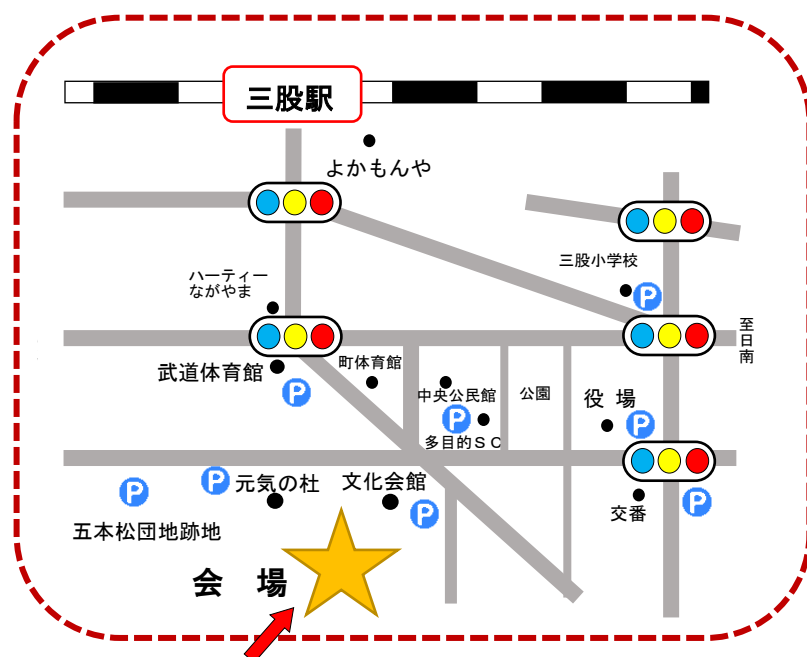


★お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局(教育課 スポーツ振興係) ☎:52-9312(直通)をお願いします。

## 特別コラボ企画

# パノラマまらそん×よかもん朝市

日時: **1月26日** 日 (日)  
午前 **8 時**～午後 **1 時**



## ふれあい中央広場

みまたん霧島パノラマまらそん(合計1,702人)

| 種 目         | スタート時間      | エントリー数 |
|-------------|-------------|--------|
| ハーフマラソン     | 午前 9 時 10 分 | 935人   |
| 2Km (小学生)   | 午前 9 時 15 分 | 198人   |
| 2Km (ファミリー) | 午前 9 時 17 分 | 227人   |
| 3km (中学生以上) | 午前 9 時 25 分 | 139人   |
| 5km (中学生以上) | 午前 9 時 35 分 | 203人   |

当日、会場内は多くの人出が予想されます。

車で来場する場合は、係員の指示に従って駐車してください。

★お問い合わせは、

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局(教育課 スポーツ振興係)

☎:52-9312(直通)をお願いします。

買い物を楽しみながら  
ランナーを応援すっが!!  
みんな集まれ～!



町物産館よかもんやのキャラクター  
んじゃ様

### よかもん朝市出店一覧

青葉食堂 あんぱさんど おいしい荘  
お持ち帰り処すがや 柿の葉すし  
カリ-専門店トブカ がんばっど山王原  
桜結 サンケイ商事 さんちゃん亭  
炭乃家 炭火焼 Gong 商工会女性部  
商工会青年部 中村食肉 ナンバー食品  
能勢どんの店 パン・マルシェ  
平内商事 美香園 森の雫 よかもんや  
※50 音順

### 【キッチンカー】

Café Shimizu 工房よしむら  
つちっこ kitchen よしむら企画

計26店舗出店予定

※出店は、予告なく変更になる場合があります。

## ◆20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(学生・農林漁業者・自営業者・無職の人など)は、国民年金に加入することが義務付けられています。

20歳になった人には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書などが届き、国民年金に加入したことをお知らせします。

### ■老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、病気やけがで障がいが残ったときや家族の働き手が亡くなったときに受け取ることのできる、障害年金や遺族年金もあります。

### ■国民年金保険料は支払い方法が選べます

①納付書 ②口座振替 ③クレジットカード など

※1カ月あたりの国民年金保険料は、1万6980円(4月からは1万7510円)です。

※保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割引になるのでお得です。

### ■保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります

#### 【学生納付特例制度】

前年所得が基準以下の学生を対象とした、保険料の納付が猶予される制度です。

#### ○対象者

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

#### 【免除・納付猶予制度】

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定額

以下の場合に、保険料が「免除」または「猶予」される制度です。



日本年金機構  
公式サイト

★お問い合わせは

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)

または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表)をお願いします。

◆5月1日から盛土などには事前の許可または届け出が必要です

県では5月1日に県内ほぼ全域を規制区域に指定し、規制を開始するので、次  
に示す規模の盛土などを行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要とな  
ります。

- 宅地造成等工事規制区域(以下「宅工」)
- 特定盛土等規制区域(以下「特盛」)

■許可が必要なもの＝

◎土地の形質変更(盛土・切土)で次の要件①～⑤に該当するもの

| 要件    | ①盛土で高さが<br>【宅工】1㍍超<br>【特盛】2㍍超<br>の崖を生ずるもの※ | ②切土で高さが<br>【宅工】2㍍超<br>【特盛】5㍍超<br>の崖を生ずるもの※            | ③盛土と切土を同時に行い、<br>高さが<br>【宅工】2㍍超<br>【特盛】5㍍超<br>の崖を生ずるもの※ |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| イメージ図 |                                            |                                                       |                                                         |
| 要件    | ④盛土で高さが<br>【宅工】2㍍超<br>【特盛】5㍍超              | ⑤盛土または切土をする土地の<br>面積が<br>【宅工】500平方㍍超<br>【特盛】3,000平方㍍超 |                                                         |
| イメージ図 |                                            |                                                       |                                                         |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以  
外のものをいいます。

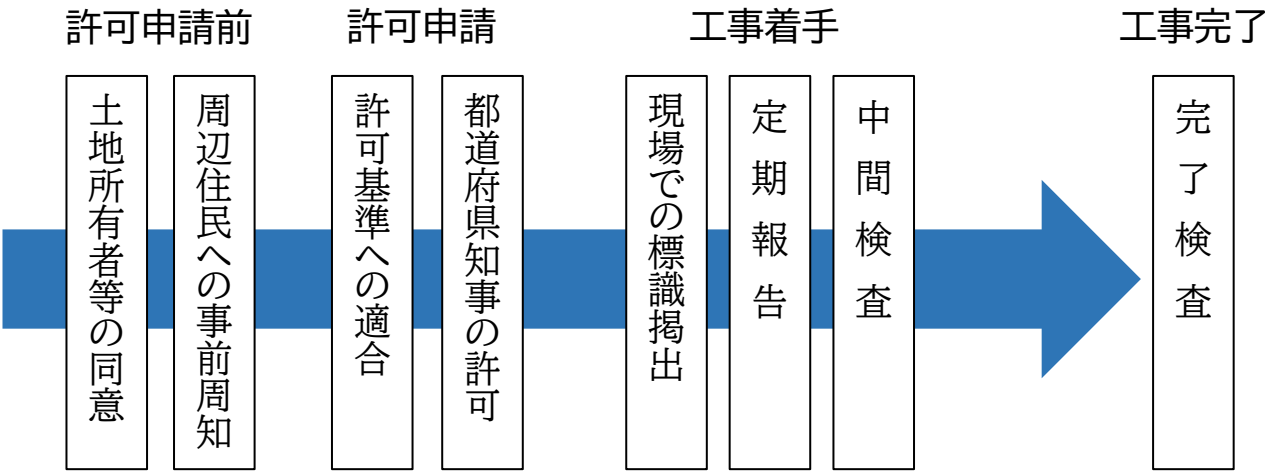
◎一時的な土石の堆積で次の要件⑥～⑦に該当するもの

| 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが<br>【宅工】2㍍超 【特盛】5㍍超<br>かつ面積が<br>【宅工】300平方㍍超<br>【特盛】1500平方㍍超 | ⑦最大時に堆積する面積が<br>【宅工】500平方㍍超<br>【特盛】3000平方㍍超 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| イメージ図 |                                                                         |                                             |

■届け出が必要なもの＝

- 前記要件①～⑦の【特盛】に該当するもの
- 前記要件①～⑦の【特盛】に該当するもので、規制区域指定日において現に工  
事を行っている場合は、5月21日までに県に届け出が必要です。

■手続きの主な流れ＝



【重要】規制区域内では、過去の盛土なども含めて、土地所有者などが常にその土  
地を安全な状態に維持する必要があります。

規制区域の詳細はこちらの二次元  
コードからご確認ください。→

検索 宮崎県 盛土規制法



★お問い合わせは、  
宮崎県 県土整備部 技術企画課 技術調整担当  
☎:0985-26-7178 お願いします。

## ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

### ■イヌの飼い主の皆さんへ

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに  
イヌのふんを放置することは  
禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあり、とても不衛生です。

○運動や散歩の時は、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップやトイレトペーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※柵を設置するなど特別な場合を除き、犬を放し飼いしたり散歩中に放すことは、人を噛む事故が起きたり交通事故の要因となり周囲の人にとっても犬にとっても非常に危険ですのでやめましょう。

### ■ネコの飼い主の皆さんへ

①ネコは室内で飼うように  
努めましょう！

②ネコには首輪・名札を付け  
ましょう！



🐾 屋外は、病気の感染や  
交通事故などの危険がいっぱい！

🐾 よその家の庭でふんをしたり、  
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたら…  
ご近所の迷惑にもなります！



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑を掛けたり、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)  
をお願いします。

## ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

### ■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

※設置する前に、申請が必要です。

### ■補助対象装置 ＝

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時にアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

### ■補助対象経費および補助額 ＝

| 補助対象経費                     | 補助金の額                                                 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 急発進防止装置の装着に要する経費           | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。  |
| ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費 | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。  |
| ATワンペダルの装着に要する経費           | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。 |

※補助金の額に1000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。  
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



### ◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

## ◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「この間も買ったのに、また同じものを買ってる…」

「なるべく怒らないようにしたいけど、つい怒ってしまう…」など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？

ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、あなたのお話をお聞きます。

相談は無料で、予約が必要です。気軽にご連絡ください。

|      |                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 日  | 2月13日(木) ※毎月第2木曜日                                                                                     |
| 時 間  | 午後1時30分～4時30分<br>※相談時間はおおむね1人45分程度                                                                    |
| 場 所  | CO-ME <sup>コ</sup> MEKING <sup>メーキング</sup> SPACE <sup>スペース</sup> COME <sup>コメ</sup><br>三股町大字樺山3151番地1 |
| 内 容  | 専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日ごろの出来事や悩みなどをお聞きます。                                                              |
| 申込方法 | 予約制です。<br>人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。                                                       |



★お申し込み・お問い合わせは、  
町地域包括支援センター(高齢者支援課内)  
☎:52-9063(直通)をお願いします。

## ◆危険ごみによる火災が多発しています

令和6年10月24日(木)、11月28日(木)の燃えないごみの収集中に火災が発生しました。

また、自治公民館のリサイクル集積所でも火災が発生しています。

いずれも発見が早く、適切な消火を行い大事には至りませんでした。原因はモバイルバッテリー、ガスボンベ、使い捨てライターなどの危険ごみでした。

このような事故を防ぐためには、火災の危険性のあるごみは適正に処理してください。

使い捨てライターは、ガス・オイルが残っている場合は、必ずガス・オイルを使い切ってから「危険ごみ」としてリサイクル集積所に出すか、不燃ごみの収集日に「危険ごみ」として、他の不燃物と分けて出してください。

スプレー缶・カセットボンベは、必ず火気のない風通しの良い屋外で、中身を出し切ってから「危険ごみ」としてリサイクル集積所に出すか、不燃ごみの収集日に「危険ごみ」として、他の不燃物と分けて出してください。

※スプレー缶の中身の出し方については、一般社団法人  
日本エアゾール協会(外部サイト)の公式サイトに詳しく  
掲載されていますので、ご覧ください。



日本エアゾール協会  
公式サイト(外部リンク)

※カセットボンベの処理方法についてのご質問は、一般社団法人 日本ガス石油  
機器工業会(外部サイト)[カセットボンベお客様センター]、(フリーダイヤル電  
話:0120-14-9996)まで、お問い合わせください。

※携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、  
コードレス掃除機などの小型家庭用電気機器に使用されるリチウムイオン電池  
は、最寄りの回収協力店での回収をお願いします。



★お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)  
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年12月23日現在

| 仕事の内容                     | 委託地域                               | 工 賃                      |
|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|
| ソックスかがり、ニット帽かがり           | 三股町、都城市、<br>小林市内一部地域               | 1ダース12(24枚)<br>400円～450円 |
| 干支の置物の絵付けなど               | 三股町、高原町、<br>都城市内(要相談)、<br>小林市内一部地域 | 1個 10円～50円               |
| 部品組み立て、<br>部品外観検査(キズ汚れなど) | 三股町、都城市                            | 1個 0.3円～1.8円             |
| 婦人服のホック付け、<br>ボタン付け、しつけ縫い | 三股町、都城市                            | 30円～                     |
| 自動車用ハーネスのサブ作り             | A:三股町、都城市とその近辺<br>B:三股町、都城市        | A・Bともに<br>1本 4円～20円      |
| 大島紬織り                     | 三股町、都城市とその近辺                       | 1反 2万円～4万5千円             |

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

| 都城就職相談支援センター(都城・小林地区) |                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| 所 在 地                 | 都城市北原町24街区21号<br>宮崎県都城総合庁舎1階<br>都城県税・総務事務所内 |
| TEL／ファクス              | 25-0300                                     |
| 受 付 日                 | 月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)                          |
| 受付時間                  | 午前9時～正午、午後1時～5時                             |



をお願いします。詳しい情報は、**宮崎 内職** で **検索** してください。



◆2025年農林業センサスを実施します

農林水産省では、2025年農林業センサスを「2月1日(土)現在」で実施します。

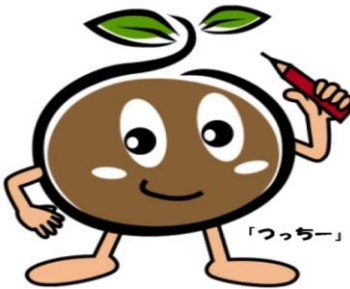
1月中旬頃から、農林業を営んでいる皆さんの自宅などに調査員が訪問しますので農林業の経営状況など、調査票に記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

○調査概要

■概 要 = 農林業を営む全ての人を対象として、農林業・農山村の基本的構造の実態とその動向を把握する

■対 象 = 農林業を営む全ての人



★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通)をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

## 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、12月3日に児湯郡内の肉用種農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、豚熱、ランピースキン病も、今シーズンすでに国内で発生しており、発生農場の経営に多大な損失が生じています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と  
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

### 《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え  
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検  
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制  
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報  
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※畜産農家向けの消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、  
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)  
☎:52-9088(直通) をお願いします。



## ◆令和7年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します

JAみやざき都城地区本部では、農業の基礎知識の習得を目指す「令和7年度 ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します。「家庭菜園で野菜を作っているが、うまくできない」「自分で作った野菜を直売所などで販売してみたい」など、農業に興味がある人は、ぜひご参加ください。

### <募集要項>

■募集人員 = 10人程度 ※ただし都城・北諸地区管内に住んでいる人を優先します。

■講座内容 = 座学、実習(甘藷・里芋)・農家研修、家庭実習(野菜の苗を配布します)などを通じて学びます。

■受講料 = 5000円(傷害共済掛金、野菜苗代、資料代などに充当します)

■応募方法 = 官製ハガキ、または、最寄りのJA窓口にある申込用紙、以下の二次元コードから次の事項を入力してご応募ください。

(ア)住所 (イ)氏名(ふりがな) (ウ)生年月日 (エ)性別 (オ)電話番号  
(カ)職業 (キ)応募申込の動機など (ク)本講座を何で知ったか  
(ケ)野菜を作っている畑の面積(野菜を作っていない人は未記入で構いません)



申し込みはこちら

※個人情報本講座のみで使用し、他の目的には使用しません。

■申し込み先 = 〒885-0003 都城市高木町6222-1 都城地域農業振興センター

■募集期間 = 3月7日(金)まで ※当日消印有効

■その他 = 応募多数の場合は抽選で決定します。  
※新規受講生(過去、講座を受講していない人)を優先します。

### <講座概要>

■期間 = 4月～10月の平日(基本水曜)に座学・実習・農家研修など全12回程度開催予定。

※諸事情により講座内容・日時などが変更となる場合があります。

■時間 = 座学のとき: 午後1時30分～(1時間30分程度)  
実習のとき: 午前9時30分～(2～3時間程度)

■場所 = JAみやざき都城地区本部、実習農地、農家農地

■開講式 = 4月上旬

※開講式の日時、講座内容の詳細などは、後日ご案内します。

★お問い合わせは、都城地域農業振興センター

☎:38-6693、ファクス:38-9031 をお願いします。

## ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、お気軽にご相談ください。

|      |                   |                   |
|------|-------------------|-------------------|
| 期 日  | 2月3日(月)           | 2月17日(月)          |
| 相談委員 | やしき かずひさ<br>屋敷 和久 | にしどめ ふみお<br>西留 文夫 |
| 時 間  | 午前10時～正午          |                   |
| 場 所  | 町総合福祉センター「元気の杜」   |                   |

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、  
総務課 行政係(2階 ②番窓口)  
☎:52-1112(直通)をお願いします。

## ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談 =

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 期 日  | 2月4日(火)                                                   |
| 時 間  | 午前10時～午後3時                                                |
| 場 所  | JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」                                       |
| 相談委員 | くろき まさひろ いなどめ ゆ み こ<br>黒木 正弘、稲留 由美子<br>※相談員は、変更になる場合があります |

### ■常設人権相談 =

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 日 時  | 平日の午前8時30分～午後5時15分            |
| 場 所  | 宮崎地方法務局 都城支局<br>(都城合同庁舎5階相談室) |
| 相談委員 | 人権擁護委員・法務局職員                  |

★お問い合わせは、  
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)  
☎:52-1112(直通)  
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局  
☎:22-0490 をお願いします。



## ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

|      |                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 日  | 【三股町】 2月13日(木)<br>【都城市】 2月28日(金)                                                                                                                        |
| 時 間  | 【三股町】 午後1時30分～4時30分<br>【都城市】 午後1時～4時                                                                                                                    |
| 場 所  | 【三股町】 町福祉・消費生活相談センター(元気の杜内)<br>【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)                                                                                               |
| 内 容  | 消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。<br>※個人の秘密は固く守られます。                                                                                    |
| 申込方法 | ・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u><br>・消費生活に関する法律相談です( <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u> )。<br>・日程は変更になる場合があります。<br>・相談の詳細は、お気軽にお問い合わせください。 |



★お申し込み・お問い合わせは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999  
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

## ◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

|         |                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 日     | 2月19日(水)                                                                                       |
| 時 間     | 午後1時30分～4時30分                                                                                  |
| 場 所     | 町総合福祉センター「元気の杜」                                                                                |
| 内 容     | 土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。<br>※秘密は固く守られます。 |
| 申 込 方 法 | 相談は <u>予約制</u> です。<br>人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。                                    |

★お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 相 談 日 | 毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く) |
| 時 間   | 午前9時～午後5時         |
| 場 所   | 町総合福祉センター「元気の杜」   |

★お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

